

第1章 総則

第1条 名称

この会は、佐保会兵庫県支部ホームページ研究会と称する（以下「本会」という）。

第2条 委員の構成

本会は、佐保会兵庫県支部の会員から自薦他薦をもって選出される委員で構成する。本会に次の委員を置く

- | | |
|-------------------|--------|
| (1) 本会リーダー | : 1名 |
| (2) 各地区ホームページ担当者 | : 1名以上 |
| (3) 事務局役員（支部長を含む） | : 1名以上 |
| (4) 樑の会ホームページ担当者 | : 1名以上 |

第3条 事務局 本会の事務局は、佐保会兵庫県支部事務局に置く。

第2章 目的および事業

第4条 目的

情報化社会の中で、インターネット等の情報通信基盤及び技術、並びに情報機器を活用して、佐保会活動を活性化し、会員相互の資質の向上、親睦、互助を深めることを目的とする。

第5条 事業

1. 本会は、前条の目的を達成するため、佐保会兵庫県支部の事業として次の活動を行う。

- (1) 兵庫県支部ホームページ及び各地区ホームページの作成、管理。
- (2) 各地区ホームページの構築、管理に関する各種支援。
- (3) 支部会員の情報リテラシー向上を目的としたパソコン技術の研修、その他本会の目的達成に必要な活動。
- (4) 兵庫県支部長は、必要に応じて、活動に関する報告を本会に求めることができる。

2. 兵庫県支部ホームページは以下の内容で構成されるものとする。

- | | |
|------------------|--------------------------|
| (1) TOP ページ | : 新着ニュース、事務局連絡先、会費振込先 等 |
| (2) 事務局だより | : 事業報告、事業予定 等 |
| (3) 支部総会 | : 過去の総会次第、写真 等 |
| (4) 睦会だより | : 睦会の担当者から提供される情報 |
| (5) 樑の会だより | : 樑の会の委員又は参加者から提供される情報 |
| (6) ホームページ研究会だより | : 本会の活動状況 |
| (7) 各地区だより | : 地区担当から提供される「もより会」の情報 等 |
| (8) 支部会員だより | : 兵庫県支部会員の情報を期限付きで掲載 |
| (9) 佐保会本部へのリンク | (10) 奈良女子大学へのリンク |

3. ホームページの管理方法

(1)管理は本会リーダーを中心にして、委員が行う。

問題が生じた場合は、状況に合わせて本会委員が協議・検討し、最善の方法を講じるよう努力する。

(2) 各地区のホームページについては、各地区会員からの情報で構成し、本会のアドバイスを受ける。

(3) 支部会員本人から「支部会員だより」への情報掲載依頼があった場合、本会で内容を検討し掲載内容を調整する。

(4) 佐保会兵庫県支部ホームページは兵庫県支部からの補助金で運営する。

付則 1. 規約の改廃 本会の規約の改廃は、佐保会兵庫県支部総会の議決を経なければならない。

2. 施行日 本規約は、2011年5月15日から施行する。

3. 規約作成委員 (2011年3月17日現在 敬称略・卒年順)

中村京子(S32 理物)、山本よしみ(S33 家食)、片寄真木子(S36 家食)、藤岡利子(S38 家被)、山下知子(S39 理物)、衣笠弘美(S41 文体)、鈴木美根子(S42 家食)、桂美穂子(S46 理生)、丸岡玲子(S53 理数)、杉本香織(H21 博前環)